

8. 300人以上規模企業のうち、65歳以上の高年齢雇用確保措置を講じている企業の割合（新規）

平成17年度の実績 39.6%（18年1月1日時点）

平成18年5月19日時点の実績 41.3%

→ 平成18年度の目標 平成19年4月1日時点で45%を目指す。

※ 改正高年齢者雇用安定法により、平成18年4月1日から、高年齢者について少なくとも年金支給開始年齢まで（注）の定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の措置（高年齢者雇用確保措置）を講ずることが各事業主に義務づけられたところである。

（注）本年4月1日からは62歳まで。この年齢は段階的に引き上げられ、65歳までの高年齢者雇用確保措置については、平成25年4月1日より義務化されることとなる。

9. 障害者雇用率達成企業の割合（新規）

平成17年の実績 42.1%（前年比 +0.4ポイント）

→ 平成18年の目標 平成17年実績（42.1%）以上を目指す。

平成20年までに50%を超えることを目指す。

※ 障害者雇用率達成企業の割合については、障害者雇用状況報告による。（各年6月1日現在の実績）